

第2回 飛び火警戒要領の見直し等に関する意見聴取会 議事要旨

1 日時：2025年10月2日（木）13時30分～15時10分

2 場所：中央合同庁舎第2号館地下1階 ワーキングエリア

3 出席者（敬称略・五十音順）

(1) 【構成員】

関澤座長、宇高構成員、近藤構成員、佐々木構成員、峠構成員、廣井構成員、森構成員

(2) 【オブザーバー】

全国消防長会 國本事業企画課長

消防庁 消防研究センター大規模火災研究室 篠原室長

消防庁 地域防災室 有村課長補佐

消防庁 地域防災室 土田課長補佐

消防庁 広域応援室 岡田理事官

4 議事

- ・飛び火警戒要領の見直し等に関する留意事項（案）について
- ・飛び火警戒に向けた予防散水実験について

5 議事概要

事務局及び消防研究センターから資料の説明後、意見交換を実施した。主な意見の内容は次のとおり。

- ・資料 1-1 では、地表火・樹冠火と現象変化で飛び火警戒体制の場合分けがなされているが、地表火でも飛び火する可能性はある。飛び火距離は、災害規模と風速の掛け算になると考える。一例として、山形県南陽市の事例では、地表火でも飛び火したとの証言もある。
- ・資料 1-2 を参考にしただけでは、各消防本部が要領を策定するのは難しいと考える。モデル地区を定め実際に計画を策定してもらい、その過程の中で、計画策定に必要な情報や支援を明らかにしてはどうか。

- ・大規模消防本部と小規模消防本部では、消防力が大きく異なるので、消防本部毎に対応できる災害規模を把握し、消防力に応じた応援要請時期が異なることに留意する必要がある。
- ・大船渡市林野火災のような、明らかに単独消防で対応できる規模ではない災害だけでなく、もう少し小規模な火災でも勇気を持って応援要請することが重要ではないか。
- ・日本の消防は、自分たちで頑張ろうとする風潮があるが、飛び火が発生する大規模な火災では長期間の対応が必要とされる。通知では、長期戦の対応が必要となることを盛り込んでどうか。
- ・飛び火警戒範囲をどのように設定するかについて、気象庁の「数値予報」には、2キロ解像度で分かるものであり、非常に有効である。技術的には、携帯アプリで気象レーダーが見ることができるよう、各地点における風向風速を表示することは技術的に可能であるため、今後このようなデータをいかに活用していけるのか検討が必要と考える。
- ・これまでの飛び火火災は、糸魚川市大規模火災など住宅から住宅へ延焼する市街地火災であった。今回の火災は、過去の事例とは異なり、林野から市街地に延焼しているところに着目し通知を作成していることを明記した方がよい。
- ・糸魚川市大規模火災など踏まえ、市街地での飛び火警戒要領は確立されている。各消防本部においても、活動要領は、市街地火災、林野火災と分けて策定している。今回の通知は、前回通知を修正したものではなく、各本部の要領が肉付けされるような通知を発出することを想定している。
- ・予防散水における消火薬剤と水の比較実験は実施しないのか。
⇒消火薬剤の活用については、別途、消防庁予防課で検討しているところであり、健康被害、環境への影響などを鑑み、環境省と共同で進めている。そちらの議論を踏まえた上で実運用に向けた検討を進めていく。今回の検討では、住民が実施する場面が多いと考え、水での予防効果について実験をおこなっているところである。

- ・各市町村で消防力に顕著な違いがある中、消防力が劣勢となった場合の応援要請の指標を示すことや、市街地と林野に対する活動要領を分けることは、各消防本部にとって有効であるとする。
- ・今後の方向性として、考慮すべき事項及び各消防本部の事例を参考資料として、通知を発出することを想定している。各消防本部では、通知を参考に、策定している林野火災活動要領に飛び火警戒要領を盛り込んでいく作業を実施していただきたい。
- ・市町村における消防力の差があるため、活動要領の例は、手に届く範囲のものが良いのではないかと。大規模消防本部ができて、小規模消防本部ができない場合もある。
- ・通知を発出するだけでなく、各消防本部へのフォローアップを実施して、動向を注視していくことが必要である。